

内省機会の提供が保護価値の変容に及ぼす影響 ——公共事業合意形成問題への示唆——

羽鳥 剛史⁽¹⁾ (hatori@cee.ehime-u.ac.jp)

梶原 一慶⁽²⁾

〔⁽¹⁾ 愛媛大学・⁽²⁾ 国土交通省〕

An effect of providing opportunities for reflection on the changes in protected values: Implications for consensus building around public works

Tsuyoshi Hatori⁽¹⁾, Kazuyoshi Kajiwara⁽²⁾

⁽¹⁾ Graduate School of Science and Engineering, Ehime University, Japan

⁽²⁾ Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

Abstract

People may refuse trade-offs between some things that they value and other things. However, the possibility that some values are protected against being trade-offs with other values can make an appropriate judgment regarding public works impossible. The purpose of this study was to examine the effect of providing opportunities for reflection regarding protected values (PVs) on the changes of the PVs. For this purpose, we conducted an experiment targeting university students ($n = 98$), where subjects were asked to think of counterexamples in which protected values (PVs) around public works (dam construction project) conflict with other values. We investigated the effect of such an experimental manipulation upon respondents' expression of PVs. The results showed that reflective thinking on PVs can lead people to make a trade-off with other values and then PVs can be changed. Especially it was found that those who could reflect over other values than PVs through the experimental manipulation tend to change their expression of the PVs. Finally, implications of the present results for consensus building around public works were discussed.

Key words

protected value, consensus building, reflection, public works, moralistic attitude

1. はじめに

公共事業の計画・実施過程では、例えば、環境と開発、効率性と公平性等、様々な価値葛藤に直面する場合が少なくない。公共事業の予算・資源制約に限界が存在する以上、全ての価値を最大化するような事業を実施することは実質的に不可能である。そのため、公共事業を計画・実施する上では、様々な価値を比較衡量しつつ最善の選択肢を見出すという適正なる判断が常に問われることとなる。

公共事業を実施する上で、PI (Public Involvement; 公衆関与) や住民参加をはじめ、様々な利害関係者の間で事業に関わる公的討議を行うことの重要性が指摘されている (c.f. 羽鳥他, 2013)。関係者間の討議は、当該事業に関わる多様な価値を事業計画に反映させる上で重要な役割を果たしている。しかしながら、そうした社会的な意思決定が必ずしも当該事業に関わる様々な価値を適切に勘案した形で展開するとは限らない。公共事業を巡る合意形成場面において、特定の価値のみが絶対視され、過度に偏重した議論に終始する可能性も指摘されている (小松他, 2009; 桑子, 2011)。公共事業に関わる意思決定を

行う上で、特定の価値のみに絶対的な重きが置かれた場合、異なる価値との比較衡量が著しく困難となり、適正な判断ができない可能性がある。例えば、仮に“森林”に対して絶対的な重きを置く人がいたとしよう。この時、そうした個人は、“森林”の価値を僅かでも損なうような事業に対して断固として反対することが予想される。もしも、当該事業に関わる意思決定がそうした個人に委ねられたとすれば、“森林”という特定の価値のみを重視した事業が実施され、その他の価値—例えば、“人間の生命”という価値—が犠牲に供される可能性が存在する。さらに言えば、“人間の生命”に対して無限の価値を有する別の人が存在する場合も考えられる。この時、双方がそれぞれ“森林”と“人間の生命”に対して無限の価値を有することとなり、社会的な意思決定を下すことが出来なくなる恐れがある。

こうした特定の対象に対する絶対的な価値の問題については、認知心理学の分野において「保護価値 (protected value)」に関する研究が蓄積されている (c.f. Baron, 2008)。Baron & Spranca (1997) によれば、保護価値とは一般に「他の価値とのトレード・オフから護られている価値」と定義される。あるいは、経済学の用語を用いれば、「保護価値」とは「限界代替率が無限大の価値」を表している。要するに、より日常的な表現を用いれば、「是が非でも自分の価値を護ることが大事である」という絶

対的な信念に基づく価値を意味している。人々は、“人間や動物の生命”“自然環境”“人間の権利”“神聖なもの”“芸術作品”等に対してしばしば保護価値を有することが指摘されている (Baron & Spranca, 1997)。例えば、“生命”や“環境”に絶対的な価値を置く、所謂“生命至上主義”や“環境保護主義”等の立場は、保護価値の典型的な例であると考えられる。また、保護価値は、公共事業に対する意識調査への回答においてしばしば散見されることが指摘されている (Baron, 2008)。例えば、自然保護に対する支払意思額を尋ねる調査において、回答者の中には、自然を金銭タームで測ること (ある種の比較衡量) を拒否し、“ゼロ”や“無限大”の価格を回答する者がいるが (Baron, 2008)、こうした回答は保護価値を表すものと考えられる。この様に、公共事業に関わる意思決定において保護価値が介在する場合、異なる価値との比較衡量が困難となり、場合によっては、特定の価値のみが重視され、適切な意思決定が行われない可能性がある。そのため、公共事業に関わる意思決定や合意形成を進める上では、保護価値の存在に十分に配慮することが重要である。

それでは、公共事業に関して保護価値を有する人は、いかなる条件の下でも他の価値との比較衡量を拒絶するのであろうか。言い方を変えれば、保護価値は変容する可能性があるのであろうか。公共事業を実施する上で保護価値が事業に関する適切な意思決定を妨げる可能性があるとするなら、そうした保護価値の問題に取り組む上でも、保護価値の変容可能性について検討することが重要な課題である。この問題意識の下、本研究では、公共事業に関わる保護価値が、どのような条件の下で変容するかについて検討し、公共事業の合意形成問題に関する基礎的示唆を得ることを目的とした。この目的の下、保護価値とそれとは異なる価値とが互いに対立する状況についての内省機会に着目し、こうした内省機会を通じて、保護価値が変容するかどうかについて実験的に検討することとした。

なお、保護価値は「特定の対象を護るべきである」という強い義務感に基づくものであり、この意味において、道徳的な態度を表すものと解釈することも可能であるように思われる。ただし、Baron (2002) においては、保護価値は、それが他の価値とのトレード・オフを忌避するものである以上、道徳的 (moral) であるとは言い難く、道徳主義的 (moralistic) なものに留まるものと指摘されている。なぜなら、道徳判断とは本来、Habermas や Kohlberg 等の道徳哲学においても論じられているように、様々な価値間の道徳的葛藤を経て形成されるものであり、そうした価値葛藤を許容しない保護価値は、この意味において道徳的でなく、道徳主義的であるに過ぎないと考えられるためである。本研究では、そうした保護価値を保持する人においても、特定の条件の下では他の価値との比較衡量を行う余地があるか否かについて検討する。

2. 理論仮説

本章では、保護価値と他の価値との葛藤場面について

の内省機会に着目し、そうした内省機会が保護価値の変容に及ぼす影響についての仮説を指定する。

さて、「価値」とは本来、個人において内省的に形成されるものであることが指摘されている (Baron, 2008; Ritov & Baron, 1999)。すなわち、社会における様々な価値葛藤の中で、自分の価値のあり方を省みることを通じて、あるべき価値が形成されると考えられる。しかし、Baron は、保護価値が必ずしも十分な内省過程を経て形成されたものであるとは限らないことを指摘している (Baron & Leshner, 2000)。すなわち、保護価値は、それが現実の様々な状況において妥当し得るものであるかどうかについて十分に検討されないまま、過度に一般化、単純化され、いかなる状況においても絶対的に妥当するものと見なされている場合が少なくない。例えば、保護価値を有する人は、その価値を害するような行動を行うことについては過度に反応する一方で、その行動を“行わない”ことによる帰結に対しては十分に配慮しない傾向にあることが指摘されている (Ritov & Baron, 1999)。Tetlock et al. (2000) もまた、人々は自分が絶対視する価値を保護するために、他の価値との比較衡量することを考えない傾向にあることを指摘している。

この様に、保護価値は必ずしも十分な内省を通じて形成されたものとは限らない。ただし、この点を見方を変えれば、保護価値を有する人において、自分の価値について内省することが出来れば、そうした絶対的な価値が変容する可能性が有り得ることを示唆している。この点を考慮し、本研究では、そうした内省機会の提供が保護価値に及ぼす影響に関して以下の仮説を指定し、この仮説を検証することとした。

保護価値保持者に対して、保護価値とそれとは異なる価値とが葛藤する状況を内省する機会を提供することによって、保護価値が変容する傾向がある。

3. 実験

3.1 実験協力者

愛媛大学の学生 98 人を対象にアンケート調査を用いた実験を実施した。実験協力者の属性の内訳は、男性 79 人 (80.6%)、女性 19 人 (19.4%)、その平均年齢は 21.11 歳、標準偏差は 1.40 歳であった。

3.2 実験手続き

本実験の手続きを Figure 1 にフローチャートとして示す。

まず、第 1 段階として、実験協力者の保護価値保持傾向を把握するため、公共事業として「ダム事業」を取り上げ、「生態系」という価値を想定し、ダム事業を実施することで生物種が絶滅するという仮想的なシナリオを以下の通り提示した。

「ある希少生物が絶滅の危機に瀕しています。この生物の生息する地域では、現在、ダムの建設事業が計画されています。このダムが建設されると、その生物種は永遠

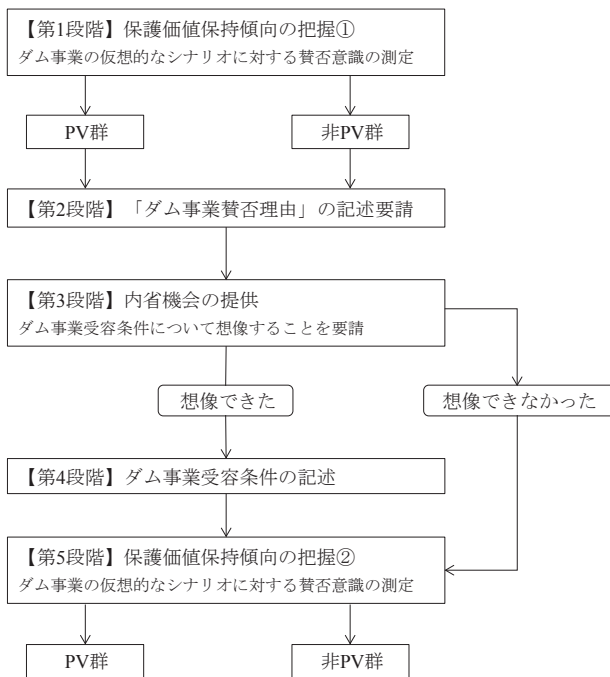


Figure 1 : 実験のフロー

に絶滅することとなります。」

以上のシナリオを提示した後、実験協力者の保護価値保持傾向を把握するため、Baron & Spranca (1997) の方法に従い、「このダム事業に対するあなたの考えに最も近いものはどれですか?」と問い、

選択肢 (1) 「このダム事業は、それがどれほど便益をもたらすものであっても、決して受け入れられない。」

選択肢 (2) 「このダム事業は、それが十分な便益をもたらすものであれば、受け入れられる。」

選択肢 (3) 「このダム事業には賛成である。」

の中から一つを選択してもらった。ここで、「選択肢 1」を選択した実験協力者は保護価値を保持している傾向が高いものと考えられる。以下では、この問いに対する回答結果を「保護価値保持傾向」とし、「選択肢 1」を選択した人を「PV 群」、「選択肢 2」を選択した人を「非 PV 群」に分類した。

次に第 2 段階として、ダム事業賛否理由として、なぜその選択肢を選んだかについて記述してもらった。そして、第 3 段階として、この事業に関わる内省機会を提供するため、実験協力者に「このようなダム事業が受け入れられる条件や状況は、どのようなものでしょうか? 数分程度、思い浮かべて下さい。」と教示し、その後、「このダム事業が受け入れられる条件や状況を想像することができましたか?」と問い、

選択肢 (ア) 「はい、想像することができました。」

選択肢 (イ) 「いいえ、想像することができませんでした。」

の中から一つを選択してもらった。ここで、選択肢 (ア) を選択した実験協力者に対して、第 4 段階として、「あなたが想像した、このダム事業が受け入れられる条件や状況は、どのようなものでしょうか? その条件や状況をできるだけ具体的にご記述下さい」と提示し、この問いに対する回答結果を「ダム事業受容条件」とし、記述形式で回答を要請した。また、選択肢 (イ) を選択した実験協力者に対しては、次の第 5 段階に進んでもらうこととした。

最後に、第 5 段階として、以上の内省機会を経て、保護価値保持傾向が変容したか否かを確認するため、第 1 段階で提示したものと同様のシナリオを提示し、この事業に対する賛否意識について、前述した 3 つの選択肢の中から一つを選択してもらった。第 1 段階と同様に、この回答結果から、実験協力者を「PV 群」と「非 PV 群」に分類した。

以上の実験結果から、第 1 段階と第 5 段階の保護価値保持傾向を比較することにより、内省機会によって保護価値保持傾向が変容するか否かを検討した。以下では、第 1 段階における PV 群の内、第 5 段階において非 PV 群に変わった人を「PV 変容群」、それ以外の人を「PV 非変容群」と呼称する。

4. 結果

4.1 保護価値の変容可能性に関する結果

本実験の第 1 段階において、保護価値保持傾向の分布は、PV 群が 44 人、非 PV 群が 54 人であった。実験協力者全員を対象にして、本実験を通してダム事業受容条件を想像できたか否かを PV 群と非 PV 群ごとに分類した結果を Table 1 に示す。この表に示すように、非 PV 群では、7 割以上の人がダム事業受容条件を想像できた一方で、PV 群の内、ダム事業受容条件を想像できた人はその半数に留まった。PV 群と非 PV 群について、ダム事業受容条件の想像可能性に差があるか否かを確認するため、カイ 2 乗検定を行ったところ、有意な差が確認された ($\chi^2(1,98) = 6.01, p = .01$)。

Table 1 : 保護価値保持傾向とダム事業受容条件の想像可能性

| | ダム事業受容条件の想像可能性 | | 合計 |
|--------|----------------|--------------|-------------|
| | 想像できた | 想像できなかった | |
| PV 群 | 22 人 (50.0%) | 22 人 (50.0%) | 44 人 (100%) |
| 非 PV 群 | 41 人 (75.9%) | 13 人 (24.1%) | 54 人 (100%) |
| 合計 | 63 人 | 45 人 | 98 人 |

次に、PV 群 44 名を対象にして、本実験を通じて、ダム事業受容条件を想像できたか否か、及び、その結果保護価値保持傾向が変化したか否かを基にして分類した結果を Table 2 に示す。この表に示すように、ダム事業受容条件を想像することができた 22 人の内、8 人が PV 群から非 PV 群に変容した。一方、ダム事業受容条件を想像す

Table 2：ダム事業受容条件の想像可能性と保護価値の変容傾向

| ダム事業受容条件の想像可能性 | 保護価値の変容 | | 合計 |
|----------------|------------|--------------|------------|
| | 変化した | 変化しなかった | |
| 想像できた | 8人 (36.4%) | 14人 (63.6%) | 22人 (100%) |
| 想像できなかった | 0人 (0.0%) | 22人 (100.0%) | 22人 (100%) |
| 合計 | 8人 | 36人 | 44人 |

ることができなかった22人は皆、保護価値を保持したままであった。このダム事業受容条件を想像できた群と想像できなかった群について、価値の変容可能性に差があるか否かを確認するため、カイ2乗検定を行ったところ、有意な差が確認された ($\chi^2(1,44) = 9.78, p = .00$)。

4.2 記述内容の分析結果

本研究では、Table 3に示す分類表に従って、実験協力者の「ダム事業賛否理由」と「ダム事業受容条件」に関する自由記述をそこで述べられた内容に基づいて「人間の生活・利益」「生物と環境」「ダム代替案」「事業プロセス」「人間と生物・環境との関係」「その他」の 카테고リーに分類した。ただし、自由記述が複数のカテゴリーを含む内容であった場合は、両方のカテゴリーに該当するも

Table 3：記述内容の分類表

| カテゴリー | 項目 | ダム事業賛否理由 | ダム事業受容条件 |
|---------------|------------|------------|------------|
| ①人間の生活・利益 | 人間の生活・利益全般 | 35 (30.4%) | 21 (27.0%) |
| | 安全確保 | 3 (2.6%) | 6 (7.7%) |
| | 水不足解消 | 3 (2.6%) | 13 (16.7%) |
| | 地域経済 | 1 (0.9%) | 5 (6.4%) |
| ②生物と環境 | 生物と環境全般 | 30 (26.1%) | 11 (14.1%) |
| | 生態系 | 4 (3.5%) | |
| | 持続可能性 | 2 (1.8%) | 11 (14.1%) |
| ③ダム代替案 | ダム以外の代替案 | 5 (4.3%) | |
| | 他の用地における建設 | 6 (5.2%) | 2 (2.5%) |
| | 技術革新 | 1 (0.9%) | 1 (1.3%) |
| ④事業プロセス | 説明責任 | | 3 (3.8%) |
| | 補助金 | | 1 (1.3%) |
| | 住民の承認 | | 2 (2.5%) |
| ⑤人間と生物・環境との関係 | 人間優先 | 5 (4.3%) | 1 (1.3%) |
| | 人間と生物との共生 | 4 (3.5%) | 1 (1.3%) |
| | 人間中心観の否定 | 3 (2.6%) | |
| ⑥その他 | | 13 (11.3%) | |
| 合計 | | 115 (100%) | 78 (100%) |

のとして取り扱った。ここで、「人間の生活・利益」は、ダム建設による人間の生活・利益の向上に関わる記述内容を表しており、「人間の生活・利益全般」「水不足解消」「安全確保」「地域経済」に関わる記述が含まれている。「生物と環境」は、生物の保護や環境の保全に関わる記述内容を表しており、「生物と環境全般」「生態系」「持続可能性」に関わる記述が含まれている。「ダム代替案」は、ダム以外の方法や別の地域でのダム建設等の代替案に関わる記述内容を表しており、「ダム以外の代替案」「他の用地における建設」「技術革新」に関わる記述が含まれている。「事業プロセス」は、事業の手続きに関わる記述内容を表しており、「説明責任」「補助金」「住民の承認」に関わる記述が含まれている。「人間と生物・環境との関係」は、人間と生物・環境との関係に関わる記述内容を表しており、「人間優先」「人間と生物との共生」「人間中心観の否定」に関わる記述が含まれている。それ以外の記述内容に関しては、「その他」に分類した。

実験協力者を①PV変容群、②PV非変容群の内、ダム事業受容条件を想像できた群、③PV非変容群の内、ダム事業受容条件を想像できなかった群、④非PV群に分けて、それぞれのグループについて、Table 3の分類表に従って、「ダム事業賛否理由」と「ダム事業受容条件」に関する自由記述を分類・集計した。その結果をFigure 2～Figure 5に示す。Figure 2～Figure 4のダム事業賛否理由を見ると、PV変容群とPV非変容群ともに、ダム事業に反対する理由として、「生物と環境」について言及していたことが見て取れる。具体的には、「希少生物のほうの方が大事と考えるから」「生物を絶滅させることはあってはならないことだから」等の理由が挙げられた。ただし、Figure 2に示す

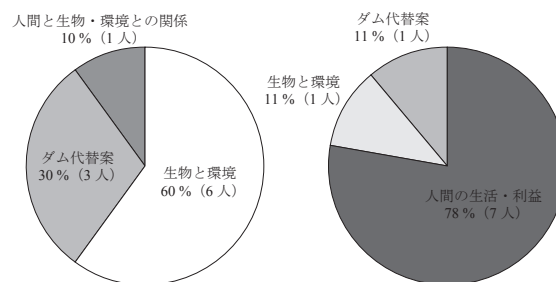


Figure 2：PV変容群の記述内容

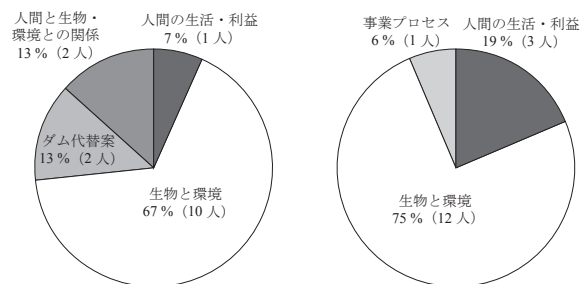


Figure 3：PV非変容群（ダム事業受容条件想像可）の記述内容

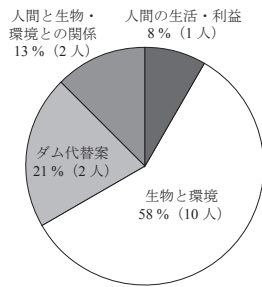


Figure 4 : PV 非変容群 (ダム事業受容条件想像不可) の記述内容

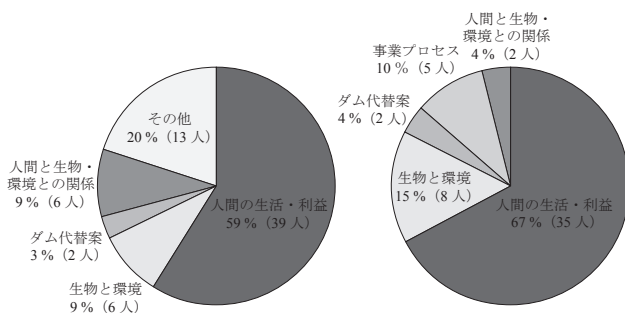


Figure 5 : 非 PV 群の記述内容

ように、PV 変容群では、ダム事業受容条件に関して、その多くが「人間の生活・利益」について言及する傾向が見られた。これらの実験協力者は、例えば「人間の生活が掛かれば建設はやむを得ないかもしれない」「ダムを建設しなければ、水不足になって人間がいきいけなくなる」等、ダム事業が人間の暮らしにとって必要不可欠な役割を果たすことをその事業の受容条件として挙げている。その一方で、Figure 3 に示すように、PV 非変容群では、ダム事業受容条件においても、その賛否理由と同様に「生物と環境」について言及している様子が見取れる。これらの実験協力者は、例えば「種の絶滅を避けること」「希少生物が生きていけるような環境を残して、ダム建設を計画していく」等、あくまでも生物を保護することをダム事業の受容条件として挙げている。また、Figure 5 に示すように、非 PV 群では、その半数以上が、ダム事業賛否理由とダム事業受容条件に関して「人間の生活・利益」について言及していた。

5. 考察

本実験より、保護価値保持傾向とダム事業受容条件の想像可能性との関連を調べたところ、PV 群では非 PV 群に比べて、ダム事業を受け入れる条件を想像できない傾向が見られた。ただし、PV 群の中でダム事業受容条件を想像できた 22 名の内、8 名が実験を通じて保護価値が変容したことが確認された。すなわち、保護価値を有する人において、他の価値と葛藤する状況を内省することによって、その保護価値が変容する可能性があることが示唆された。本実験においては、内省機会を通じて保護価

値が変容したのは全体の 4 割程度 (8 名 / 22 名) であるが、少なくともダム事業受容条件を想像できなかったグループに比べると、その保護価値が有意に変容する傾向が確認されており、このことから、以上の結果は、本研究の仮説を支持するものであると考えられる。

次に、ダム事業賛否理由の記述内容の比較を行った結果、PV 群では、ダム事業に反対する理由として、「生物や環境」に言及している傾向が見られた。しかし、その内、本実験を通じて保護価値が変容したグループでは、内省機会提供後、ダム事業受容条件として「人間の生活や利益」について言及している傾向が見られた。その一方で、実験を通じて保護価値が変容しなかったグループでは、内省機会提供後も内省機会提供前と同様に、ダム事業受容条件として「生物や環境」について言及している傾向が見られた。以上の結果より、本実験を通じて保護価値が非保護価値へと変容した人は、内省前は「生物や環境」のみを重視していたものの、内省機会を経ることによって、「生物や環境」とは異なる「人間の生活・利益」の価値についても考慮することが可能となり、その結果、保護価値が変容した可能性が考えられる。この様に、保護価値を有する人においても、内省機会を通じて、他の価値との葛藤状況を想像することが出来れば、保護価値が変容する可能性が存在することが、本研究を通じて示された。

6. おわりに

本研究では、公共事業に関わる適切な意思決定や合意形成を阻害する要因として、保護価値の問題を取り上げて、保護価値の変容可能性について検討した。その際、保護価値とそれと異なる価値が葛藤する状況についての内省機会に着目し、そうした内省機会の提供が保護価値に及ぼす影響に関して「保護価値保持者に対して、保護価値とそれとは異なる価値とが葛藤する状況を内省する機会を提供することによって、保護価値が変容する傾向がある」との仮説を措定した。そして、この仮説を検証するため、大学生 98 名を対象にアンケート調査を用いた実験を実施した。その結果、保護価値を有する人においても、内省機会を通じて、他の価値との比較衡量を想像することが出来れば、一定程度、保護価値が変容する可能性が示され、本研究の仮説を概ね支持する結果が認められた。

ここで、公共事業に関わる合意形成問題を考える上で、以上の結果が示唆するところについて考察を加えることとしたい。

第 1 に、本研究の結果は、公共事業に関わる保護価値が必ずしも強固不変なものとは限らず、その状況に応じて変容可能である可能性を示唆している。すなわち、保護価値を有する人は必ずしも自らの価値について十分に「考える」ことを行っていない可能性があり、この点を踏まえると、保護価値を有する人において、その保護価値の妥当性に関わる内省を通じて、自らの価値が自らの置かれた状況において妥当なものであるかどうかについて

「考える」ことによって、その保護価値が自ずと変容する可能性があり得るものと期待できる。公共事業を巡る合意形成場面では、「強い意見を持つ人」や「声の大きい人」によってその場の意思決定が左右される場合が少なくない。しかし、本研究の結果より、そうした「強い意見を持つ人」や「声の大きい人」の意見が、必ずしも十分な内省過程を経て形成されたものとは限らない可能性が含意されている。言い方を変えれば、以上の結果は、人々の意見の「強さ」とその「変容可能性」が必ずしも互いに関連するものとは限らないことを示唆している。公共事業に関わる関係者は、この点に十分に留意した上で、利害関係者間の合意形成を進めていくことが重要であろう。

第2に、本研究の結果より、異なる価値が葛藤する状況に関する内省機会が保護価値の緩和を促す効果を持つことが示された。人々が公共事業を受け入れるかどうかという問題は、一般に公共受容 (public acceptance) 問題と呼ばれ、様々な研究が蓄積されている (藤井, 2003; 青木, 2006)。その中で、公共受容を促進する条件として、手続き的公正 (大澤他, 2009) や信頼 (藤井他, 2002) 等の重要性が指摘されており、公共事業を進める上での意思決定プロセスや合意形成プロセスに関わる重要な示唆が得られている。ただし、そうした公共事業プロセスは、人々に自分の価値の妥当性について省察すること自体に必ずしも主眼を置いたものではないと考えられる⁽¹⁾。本研究で検討した内省機会は、自分が重視する価値とその他の価値との葛藤場面を想像することを通じて、自分の価値の妥当性を自ら省みることを要請するものであり、価値の自発的な変容を直接的に促すことを企図した方策と言える。公共事業を実施する上では、利害関係者の間でそうした内省機会を促進するようなコミュニケーションを図り、保護価値の問題を緩和すると共に、公共事業に関わる適切な判断を促すように努めることが重要である。そうしたコミュニケーション施策の具体的な方法については、その局面に応じて様々な方法が考えられ、今後、更なる検討が必要であるが、例えば、公共事業について住民に周知・説明する際には、事業実施によるメリットだけを一方的に提示するのではなく、メリットとデメリットの双方を二面的に提示することにより (藤井, 2003)、受け手において事業に関わる異なる価値の比較衡量が可能となり、より適切な判断を促すことが期待できる。また、公共事業を巡る討議場面においても、討議参加者の賛否両方の意見を引き出すことによって、様々な価値や意見を勘案した形で事業に関わる判断を促進することが考えられる。なお、こうしたコミュニケーション施策は、人々が自分の価値や意見を変えて、特定の価値や意見に従う事自体を目的としたものではない点には留意が必要である。公共事業に関わる内省機会を提供する上では、人々において自分の価値の妥当性について考えることを通じて、より良い価値やそれに基づく適切な社会的判断を、あくまでも自発的に見出すことに努めることが肝要である。

本研究は、公共事業に関わる保護価値が適切な社会的意思決定や合意形成を阻害し得るとの認識の下、内省機会が保護価値の変容に及ぼす影響に関する基礎的検討を行ったものであり、今後、公共事業における保護価値の問題やその問題解決に資する具体的な施策展開について検討する上では、多くの研究課題が残されている。第1に、本研究では、仮想的な公共事業を想定し、保護価値の保持傾向を測定したが、現実の公共事業に対する保護価値の実態を把握することが重要である。併せて、そうした保護価値を有する人が現実の合意形成場面においてどのような影響を及ぼし得るかについても調べる必要がある。この点に関して、Tetlock et al. (2000) の sacred-value-protection model では、保護価値を持つ人が道徳的憤慨 (moral outrage) や潔癖性 (moral cleansing) を示すことが述べられており、そうした点も考慮しつつ検討を進める必要がある。第2に、本研究では、大学生を対象にして実験を行うと共に、実験参加者の多くが男性であった。そのため、内省機会が保護価値に及ぼす効果についてのより一般的な知見を得る上では、今後、幅広い世代とより均等な性別構成から成るサンプルを用いた仮説検証が必要である。最後に、上述した通り、内省機会を促進する為の具体的なコミュニケーション施策については多様な方法が考えられる。現実の地域計画において、どのようにして内省機会を設けて保護価値の緩和を促すかについて、今後検討を重ねると共に、社会実験等を通じてその効果を検証することが重要である。

注

- ⁽¹⁾ なお、藤井 (2003) において指摘されている通り、公共受容とは、公共事業が実施されることを、人々が主体的、自主的に望むことを意味しており、公共受容を促進する上で手続き的公正や信頼等に配慮した計画手続きもまた、人々の公共心や倫理性等の価値と強く関わるものと言える。

引用文献

- 青木俊明 (2006). 胆沢ダム建設に対する一般市民の賛否態度の形成構造—公正理論を用いた実証分析—. 都市計画学論文集, 41 (3), 761-766.
- Baron, J. & Spranca, M. (1997). Protected value. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 70, 1-16.
- Baron, J. (2008). *Thinking and Deciding* (4th ed). Cambridge University Press.
- Baron, J. (2002). Value trade-offs and the nature of utility: bias, inconsistency, protected values, and other problems. Paper for conference on behavioral economics. American Institute for Economic Research, Great Barrington, MA, July.
- Baron, J., & Leshner, S. (2000). How serious are expressions of protected values. *Journal of Experimental Psychology*, 6, 183-194.
- 藤井聡 (2003). 社会的ジレンマの処方箋—都市・交通・環境問題のための心理学—. ナカニシヤ出版.

- 藤井聡・西田悟史・北村隆一・須田日出男 (2002). 手続き的公正と合意形成のための CVM. 土木計画学研究・論文集, 19, 91-98.
- 羽鳥剛史・小林潔司・鄭蝦榮 (2013). 討議理論と公的討論の規範的評価. 土木学会論文集 D3 (土木計画学), 69, 101-120.
- 小松佳弘・羽鳥剛史・藤井聡 (2009). 個人の大衆性と弁証法的議論の失敗に関する実証的研究. 土木計画学研究・講演集, 39, CD-Rom.
- 桑子敏雄 (2011). 社会基盤整備での社会的合意形成のプロジェクト・マネジメント. 猪原健弘 (編) 合意形成学勁草書房, 179-202.
- 大澤英昭・広瀬幸雄・尾花恭介 (2009). 吉野川第十堰を事例とした関係者への信頼—情報の理解の程度及び関係者の意見の受け入れに関する要因—. 土木学会論文集 D, 65, 244-261.
- Ritov, I., & Baron, J. (1999). Protected values and omission bias. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 79, 79-94.
- Tetlock, P. E., Kristel, O. V., Elson, S. B., Green, M. C., & Lerner, J. S. (2000). The psychology of the unthinkable: taboo trade-offs, forbidden base rates, and heretical counterfactuals. *Journal of Personality and Social Psychology*, 78, 853-870.

(受稿 : 2014 年 8 月 9 日 受理 : 2014 年 9 月 17 日)